

徳島県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島県私立高等学校等学び直しへの支援金(以下「学び直しへの支援金」という。)については、予算の範囲内で支給するものとし、その支給については、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)及び徳島県補助金交付規則(昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 学び直しへの支援金は、知事が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を退学した者が、私立高等学校等に、再入学又は編入学する場合に、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も、卒業又は修了までの期間、授業料又は受講料(以下「授業料等」という。)に対する支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象等)

第3条 学び直しへの支援金の支給の対象となる者(以下「受給権者」という。)は、私立高等学校等に在学する者(以下「生徒等」という。)で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等(修業年限3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号に該当する者(高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制課程及び通信制課程については48月)を超える者)
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者(法第3条に規定する受給資格の対象者(法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第

3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定の申請をしなかった者を含む。）をいう。）であった者に限る。）

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直しへの支援金及び他の都道府県におけるこれと同様の支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者（就学支援金の支給上限単位数を超えた者）については適用しない。

3 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給権者に代わって学び直しへの支援金を受領し、当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てるものとする。

4 学び直しへの支援金の支給前に当該受給権者の授業料等が納付されている場合は、当該学び直しへの支援金に相当する額を当該受給権者に支給するものとする。

（学び直しへの支援金の額等）

第4条 学び直しへの支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

2 学び直しへの支援金の支給期間は、最大で24月とする。

（受給資格の認定）

第5条 学校設置者は、受給資格認定申請書（様式1）を生徒等から提出させ、課税証明書等及び受給資格認定者一覧（様式2）とともに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による受給資格認定申請書、課税証明書等及び受給資格認定者一覧の提出があったときは、審査の上、受給資格の認定又は不認定の決定を行い、結果について受給資格認定通知（様式3、別添）及び支給決定（予定）者一覧（様式31）を作成し、学校設置者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給資格認定通知（様式4）及び支給決定（支給予定）通知書（様式32）又は受給資格不認定通知（様式5）を作成し、速やかに生徒等に通知するものとする。

（保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出）

第6条 学校設置者は、収入状況届出書（様式1）を生徒等から提出させ、課税証明書等及び収入状況届出者一覧（様式10）とともに、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の規定による収入状況届出書、課税証明書等及び収入状況届出書一覧の提出があったときは、審査の上、継続して学び直しへの支援金を支給するか受給資格が消滅するかの決定を行い、収入状況審査結果通知（様式11，別添）を作成し、支給決定（予定）者一覧（様式31）または変更支給決定（予定）者一覧（様式33）又は受給資格消滅通知（様式7，別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、変更支給決定（予定）通知書（様式34）又は受給資格消滅通知（様式9）を作成し、速やかに生徒等に通知するものとする。
- 4 知事は、収入状況届出書及び課税証明書等が生徒等から提出されず、知事が指定する期日までに、学校設置者から提出されない場合は、支払差止者通知（様式12，別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。
- 5 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、支払差止通知（様式13）を作成し、速やかに生徒等に通知するものとする。

（支給停止等）

第7条 学校設置者は、受給権者が休学等により学び直しへの支援金の支給停止を希望するときは、支給停止申出書（様式14）を受給権者から提出させ、支給停止申出者一覧（様式15）とともに、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、学校設置者から前項の規定による支給停止申出書及び支給停止申出者一覧の提出があったときは、審査の上、支給停止の決定を行い、支給停止通知（様式16，別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。

- 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、支給停止通知（様式17）を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。
- 4 学校設置者は、支給停止の決定を受けた受給権者（以下「支給停止者」という。）が支給再開を希望するときは、支給再開申出書（様式18）、収入状況届出書（様式1）及び課税証明書等を支給停止者から提出させ、支給再開申出者一覧（様式19）とともに、知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による支給再開申出書等及び支給再開申出者一覧の提出があったときは、審査の上、支給再開の決定又は受給資格消滅の決定を行い、支給再開通知（様式20、別添）又は受給資格消滅通知（様式7、別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。
- 6 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、支給再開通知（様式21）又は受給資格消滅通知（様式9）を作成し、速やかに支給停止者に通知するものとする。
- 7 知事は、支給再開申出書が支給停止者から提出されない場合は、支払差止通知（様式12、別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。
- 8 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、支払差止通知（様式13）を作成し、速やかに支給停止者に通知するものとする。

（保護者等の変更）

- 第8条 学校設置者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書（様式1）及び課税証明書等を受給権者から提出させ、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、学校設置者から、前項の規定による収入状況届出書及び課税証明書等の提出があったときは、審査の上、受給資格消滅の決定を行った場合は、受給資格消滅通知（様式7、別添）を作成し、学校設置者に通知するものとする。
 - 3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給資格消滅通知（様式9）を作成し、速やかに受給権者に通知するものとする。
 - 4 保護者等の変更により、新たに受給資格の要件を満たすことになる生徒等は、第5条に基づいて申請を行うことができる。
 - 5 保護者等に変更が生じたにもかかわらず、課税証明書等を取得及び提出することを拒否する者が生じた場合は、受給資格を消滅させることができる。

(受給資格の消滅)

第9条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅したときは、速やかに受給資格消滅者一覧(様式6)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による受給資格消滅通知の提出があったときは、審査の上、当該受給権者の学び直しへの支援金の受給資格の消滅を確定し、受給資格消滅通知(様式7, 別添)を作成し、学校設置者に通知するものとする。

3 学校設置者は、知事から前項の通知を受けたときは、受給資格消滅通知(様式8)を作成し、速やかに生徒等に通知するものとする。

(支給実績の証明)

第10条 学び直しへの支援金の受給資格が消滅した者が、再び受給資格の認定申請をするときは、第5条の受給資格認定申請書に、当該受給資格が消滅した者が有する学び直しへの支援金の受給資格の消滅通知を添付しなければならない。

2 受給資格の消滅通知を紛失等した生徒等は、知事が発行する支給実績証明書(様式22)をもって、前項の受給資格の消滅通知に代えることができる。

3 知事は、受給権者又は前項に規定する生徒等から支給実績証明書発行申請書(様式23)の提出があったときは、支給実績証明書(様式22)を発行しなければならない。

(交付の申請)

第11条 学校設置者は、交付申請書(様式24)に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第12条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、交付決定通知書(様式25)を学校設置者に通知するものとする。

(変更交付の申請)

第13条 学校設置者は、前条の規定による交付決定を受けた学び直しへの支援金の額の変更が必要となった場合には、あらかじめ変更交付申請書(様式26)に関係書類を添

えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の変更決定)

第14条 知事は、前条の規定による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更交付決定通知書（様式27）を学校設置者に通知するものとする。

(請求及び支払い)

第15条 学校設置者が、学び直しへの支援金の交付を受けようとするときは、支払請求書（様式28）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による支払請求書を受理した場合は、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、学び直しへの支援金を交付するものとする。

(状況報告)

第16条 学校設置者は、知事の要求があったときは、学び直しへの支援金について状況を速やかに報告しなければならない。

(実績報告等)

第17条 学校設置者は、交付の決定を受けた学び直しへの支援金について、実績報告書（様式29）に関係書類を添えて、知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、学校設置者から前項の規定による報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、学び直しへの支援金の交付決定額（第14条の規定による交付の変更決定をした場合は、その変更決定された額）及び交付に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直しへの支援金の額を確定し、確定通知書（様式30）を学校設置者に通知する。

(支給決定の取消し等)

第18条 知事は、受給権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、学び直し

への支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 法令，本要綱，学び直しへの支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件，
その他法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 学び直しへの支援金に関して，不正，怠慢，虚偽その他不適当な行為を行った
場合

(補則)

第19条 この要綱に定めのない事項については，徳島県私立高等学校等就学支援金事務
処理要領に準じて取り扱う。

附則

この要綱は，平成28年8月26日から施行し，平成28年度分の補助金から適用する。